

保健所や県庁で働く医師募集



鹿児島県 公衆衛生医師（行政医師）募集

○ 勤務条件

勤務時間	午前8時30分～午後5時15分
休日	土・日曜, 祝日, 年末・年始 (12月29日～1月3日)
休暇	年次有給休暇, 特別休暇(夏季・忌引)など
給与	年収900万円程度から1,500万円程度

○ 公衆衛生医師の魅力

- ・ 疾病予防や保健対策により地域住民の健康を守ることができる。
- ・ 自然災害や感染症などによる健康被害の拡大を防ぐことができる。
- ・ 疫学などの社会医学の知識を活かすことができる。
- ・ 得意分野をつくり, エキスパートになることができる。
- ・ ワーク・ライフ・バランスの実現ができる。

○ 業務内容

保健所, 本庁における公衆衛生業務

- ・ 保健所では, 技術職員(保健師及び獣医師など)及び事務職員と, 感染症予防, 精神保健福祉, 母子保健, 難病対策等の業務に従事。
- ・ 管内の病院や医師会などの関係機関や団体と連携しながら, 地域における健康や医療の課題解決に向けた連携・調整を図る。
- ・ 本庁では, 感染症予防, 精神保健福祉, 健康増進, 難病対策などの分野の事業に関する全県的な計画策定やシステムづくりなどを担当。



○ 勤務地

県庁及び鹿児島市を除く13保健所（指宿，加世田，伊集院，川薩，出水，大口，始良，志布志，鹿屋，西之表，屋久島，名瀬，徳之島の各保健所）

○ 保健所の役割

管内の市町村と協力して，関係機関（医療機関，医師会，歯科医師会等）と調整を行い，食品衛生や感染症等の広域的業務，医事・薬事衛生や精神・難病対策等の専門的な業務を行うとともに，自然災害時などの健康危機管理に取り組み，地域全体の健康のレベルアップを図ります。

○ よくある質問

Q) 臨床との兼業は可能ですか。

A) 地方公務員法により兼業は原則として禁止されております。

ただし，専門医資格の維持・取得等の目的で事前に許可を受けた場合は，臨床現場での臨床業務に携わることができます。

Q) 専攻分野で有利・不利がありますか。

A) 公衆衛生医師として必要な知識は，入庁後に現場経験や研修等で習得可能ですので有利・不利はありません。

これまでも外科や小児科など様々な専門分野，診療科の医師が公衆衛生医師として勤務しており，それまでに培った経験や専門性を現場で発揮しております。

Q) 公衆衛生医師について詳しく話を聞きたいです。

A) 保健所での勤務に関する疑問等について，医師や医学部生を対象にWeb説明会を実施しており，保健所の見学も受付けております。

Q) 職員住宅はありますか。

A) 採用後に県職員住宅への入居は可能です。

